

令和 7 年度伊勢崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 4 月 23 日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という）の調達の推進を図るために作成するもの。

2 定義

この方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、市の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規程する施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条に規定する事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規程する子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③までの全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③雇用された障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業者又は在宅就業支援団体

5 調達する品目等の種類

物品等で障害者就労施設等から調達することが可能なもの。

6 調達の目標

令和7年度の調達目標を、次のとおり設定する。

調達の目標額 2, 360万円

内訳：物品 160万円

役務 2, 200万円

7 推進の方法

- (1) 福祉こども部障害福祉課は、継続的に障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、市の全ての機関に当該情報の提供を行い、優先的に物品等を調達するよう依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、各機関が所管するイベント、キャンペーン等での啓発用品、記念品なども含め発注可能な物品等を各機関で十分検討する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適切な執行に配慮しつつ、調達の推進に配慮するよう努める。

8 調達実績等の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 調達方針の窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉こども部障害福祉課とする。